

学会大会一般発表に関する細則

I. 発表資格

「日本スポーツ社会学会大会開催に関する規定」第 5 条に基づき、一般研究の発表者の資格は以下の通りとする。ただし、理事会が認めたものについてはこの限りではない。

1. 発表者および共同研究者は、日本スポーツ社会学会会員（「正会員」もしくは「学生会員」）であること。
2. 発表者および共同研究者は、その年の年会費を納めていること。
3. 発表者は大会参加費を納めていること。
4. 大会に参加しない共同研究者は、大会参加費を納める必要がないこと。

II. 発表までの流れ

1. 学会大会実行委員会（以下、実行委員会）の定める期日までに、発表の申し込みを行う。
2. 発表申し込み後、提出された「演題・テーマ」、並びに「概要」をもとにして、研究委員会で発表の可否について審査を行う。
3. 審査を経て採択された発表については、実行委員会の定める期日までに、発表抄録を提出すること。
4. 上記の過程において、研究委員会より、形式上の不備、研究倫理上の問題等に関わって発表内容の修正を提案する場合がある。また、実行委員会より、形式上の不備等に関わって発表抄録の修正を求める場合がある。
5. 発表資料、配布資料等については、実行委員会の定める「要項」を参照し、準備すること。

III. 発表に関する注意事項

1. 発表はスポーツ社会学に関連する研究に限る。
2. 学術的研究に基づく発表であること。
3. 発表内容について、過去に発表したものと類似したテーマ、内容で発表する場合は、同一のタイトルで発表することは避け、また、研究の進捗がみられるものとなっているよう留意すること。
4. 発表が採択された研究については、申し込み時の「演題・テーマ」、発表内容を変更することはできない。
5. 「日本スポーツ社会学会 倫理規程」を遵守すること。

附則 本細則は 2022 年 10 月 3 日より施行する。